

## 有田市デマンドバスロケーションシステム構築業務仕様書

### 1. 目的

住民にとって重要度が高く満足度が低い分野となっている地域交通、特にデマンドバスについては、運行ルートや時刻表が複雑で分かりにくく、停留所の位置や到着時刻を把握しづらいことが利用の妨げとなっている。

本事業では、デマンドバスのリアルタイムな現在地、停留所の位置、運行ルート等を GIS 上で視覚的に分かりやすく表示する Web サイトを構築する。これにより、現在地から最寄りの停留所を容易に検索でき、停留所を選択することで直近に到着するデマンドバスの到着予想時刻を直感的に把握することを可能とする。

### 2. 業務の概要

#### ① 業務名

有田市デマンドバスロケーションシステム構築業務

#### ② 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 令和 8 年 10 月中の本運用を想定

### 3. デマンドバスの概要

#### ① 運行路線

有田市デマンドバスルート図(別紙 1)のとおり

#### ② 時刻表

有田市デマンドバス時刻表(別紙 2)のとおり

#### ③ 車両

運行に使用している車両は下記のとおり

A コース トヨタ ハイエースコミューター(着席定員：12 名) 1 台

【平日朝 1 便のみ】日野 リエッセ(着席定員：28 名) 1 台

B コース 日野 ポンチョ(着席定員：16 名) 1 台

#### ④ 年間利用者数

24,222 人(令和 6 年度実績)

### 4. 業務内容

有田市が運営しているデマンドバスへのバスロケーションシステムの導入及び委託期間中の運用保守業務

#### ① システム構築

仕様書、運行路線及び時刻表等の資料に基づき、バスロケーションシステムの構築

を行うこと。なお、運行路線及び時刻表等については、市から GTFS-JP 形式で電子データを提供する。また、令和 9 年 3 月に運行路線及び時刻表の変更を予定しているため、その費用を含めること。

② システム運用及び保守

システムの定期的なメンテナンスを行うこと。また、障害が生じた場合、速やかに復旧を行うとともに、原因や復旧状況について市に報告すること。

③ バス車載器の導入及び運用保守

バス車載器を 3 台分導入し、その定期的なメンテナンスを行うこと。

④ 操作マニュアルの作成及び操作研修

システムの運用に必要な操作を記載したマニュアルを作成すること。なお、マニュアルは電子データで作成すること。また、必要に応じてシステム運用開始前に市及びバス運行事業者に向けた研修を実施すること。

⑤ 専用ウェブサイトの管理運営

利用者が安心かつ安全に閲覧できるよう、専用ウェブサイトの管理運営を適切に行うこと。なお、市の公式ホームページへの埋め込みが可能である場合は、専用ウェブサイトの運営は不要とする。

⑥ 協議

必要に応じ、業務に関する協議を適宜実施すること。

## 5. システムの仕様の概要

下記によりシステムに要求する機能は必要最小限の機能であり、その他については協議事項とする。

① サーバ及びネットワーク構成

(1) クラウド環境での運用とすること。

(2) サーバ及びバックアップ装置等の機器を本市庁舎内に設置せず、センターサーバを利用した Application Service Provider (ASP) / Software as a Service (SaaS) 方式とすること。

② バスロケーションシステム (ユーザー画面)

(1) 利用者がインターネット利用可能なスマートフォンやパソコンにより、市の公式ホームページ又は専用ウェブサイトアクセスすることで常時閲覧できることとし、アプリケーション等のインストールを要しないものとする。

(2) バスに車載装置を設置し、GPS により位置情報を取得し、サーバに送信することで、バスの走行位置をリアルタイム (更新頻度: 15 秒以内を目安とするが、通信環境等による一時的な遅延は許容する) に表示すること。

(3) バス停をクリックすると、バスの到着予想時刻を表示すること。

(4) 選択したバス停からの経路検索が行えること (外部サイトへの遷移も可)。

(5) 現在地ボタンをクリックすると、ユーザーの現在地から最寄りの停留所を地図上に表示すること。

(6) 運行状況（運休・迂回等）に関するお知らせを表示すること。

③ バスロケーションシステム（管理画面）

(1) 車両一覧（車両名、ステータス、現在位置、位置情報最終受信日時等）を確認できること。

(2) 運行状況（路線名、行先名、便の始発時刻/執着時刻、始発/執着停留所名、遅れ等）が地図上で確認できること。

(3) 運行管理（車両と便の紐づけ、平日/土日の仕業作成及び変更等）が可能であること。

(4) 車両の故障や道路状況等により急遽変更が必要となった場合において、当日の運行予定に対して、車両と便の紐づけを変更できること。

④ その他

(1) 軽微な変更（バスルート、バス停位置の追加や一部変更等）に係るデータ更新や簡易なシステム改修については、受託者が保守範囲内で対応すること。ただし、大規模なダイヤ全体の改定やGTFSデータの大規模な再編成を伴う場合は、別途協議の上決定するものとする。

(2) 仕様の詳細については、受託者より提出された提案書を踏まえ、市と受託者が協議の上決定するものとする。

6. システム運用及び保守管理

① システム運用

(1) システムの稼働時間帯は原則 24 時間 365 日とする。ただし、メンテナンス等によりシステムの稼働を停止する必要が発生した場合は、システム停止日時について十分な余裕を持ち、予め市と協議を行った上で停止すること。

(2) システム稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。

② システム保守管理

(1) 本システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うとともに、障害の早期発見・予防に努めること。

(2) 定期的にシステムの見直しを図り、ソフトウェア等の対応が必要なバージョンアップについても保守費用に含めること。

(3) サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施する等、万全なセキュリティ管理を行うこと。

(4) システム及びサーバ等に障害が発生した場合には、速やかに本市に報告するとともに、直ちに状況の把握を行い、早急に復旧できるよう対策を講じること。ま

た、障害対応結果を速やかに市へ報告すること。

- (5) 障害原因の分析、障害対応履歴の集積及び分析により再発防止を行うこと。
- (6) 本市及び運行事業者からの問合せ対応及び障害対応について、電話及び電子メールによる受付を行うこと。
- (7) 問合せ対応及び障害対応に関する受付時間は、電話については本市開庁時間（祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）とし、電子メールについては随時とする。ただし、緊急対応時は、この限りではない。

## 7. 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- ① 有田市デマンドバスロケーションシステム一式
- ② バスロケーションシステム操作マニュアル（電子媒体）

## 8. その他

- ① 受託者は、業務上知り得た内容について発注者の承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。また、本業務の遂行中に作成した資料を発注者の許可なく本業務以外に使用してはならない。なお、契約の解除後及び本業務終了後も同様とする。
- ② 受託者は、本業務について原則再委託を行わないものとする。ただし、本業務の主たる部分以外の業務について事前に発注者の承認を得る場合はこの限りでない。
- ③ 本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。
- ④ 受託者は、本業務完了後に受託者の責による成果品の誤り及び漏れが発見された場合には、速やかに受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。
- ⑤ この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定するものとする。